令和5年4月20日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団 事務局次長 弁護士 阿部克臣殿

> 東京都渋谷区松濤一丁目1番2号世界平和統一家庭連合 代表役員 田中富廣

東京都千代田区趣町4丁目3番 麹町 MK ビル5階 福本総合法律事務所(連絡場所) 上記代理人 弁護士 福本修也 電 話 03-5212-2223 FAX 03~5212-2224

神奈川県川崎市高津区二子5-8-1 第3井上ビル2階 高津総合法律事務所 同 弁護士 堀川 敦 電 話 044-281-3746 FAX 044-281-3749

東京都新宿区西新宿1丁目20番3号 西新宿高木ビル8階 同 弁護士 鐘築 優 電 話 03-6890-3271 FAX 03-6890-3341

回答書(3)

前略 当職らは、世界平和統一家庭連合(以下「当法人」という。)を代理して、 貴職らの本年4月12日付け通知書(3)(以下「通知書(3)」という。)に対し、 以下のとおり回答します。

韶

1 通知書(3)の1について

貴職らは、「違法行為を行った加害者は被通知人という宗教法人であり、賠償 實任を負うのも被通知人です」「被通知人の組織的不法行為によって生じた各通 知人の被害については、いずれも被通知人において平等に救済・解決が図られる べきです」などと主張しています。 しかし,現在未だ,実質的な交渉が何も始まっていない段階で,当法人が「違法行為」や「組織的不法行為」を行ったと断じる根拠はどこにあるのでしょうか。 貴弁護団が当法人を裁く立場にはありません。

仮にそのような断定的な主張をするのであれば、まずは貴職らにおいて具体的な証拠に基づき、それを立証すべきです。

記者会見などで、貴職らが、当法人を「違法行為を行った加害者」などと発表 すれば、日本のメディアは検証もせずに報道してくれるかもしれませんが、実際 の交渉はあくまで客観的な事実に基づいて行われなければなりません。

実際のところ,各地の信徒会関係者が進めている調査では,当法人による「違法行為」や「組織的不法行為」などどこにも見当たりません。

また、貴職らは、しきりに過去の「多数の判決」を持ち出しますが、過去の民事裁判の結果が本件と無関係であるのは、繰り返し指摘したとおりです。過去の事件と本件通知人らが「被害」を受けたかどうかとは全く別の問題です。

なお、貴職らは「『信徒会』なる実体のない相手と当弁護団が交渉することは できません」と述べていますが、これまで回答書で述べたとおり、従来、貴職ら が元信者などの代理人となって当法人に損害賠償請求の通知書を送った場合、 貴職らと交渉してきたのは各地の信徒会関係者です。

実際に昨年から今年にかけても、各地の信徒会関係者らと貴弁護団所属の弁護士との間で個別に交渉し早期に解決した案件が多数あり、現時点においても個別交渉中の案件が複数あることを貴職らは認識しているはずです。

貴職らは、貴職らの依頼者である通知人らの利益を最優先に考えるべきです。

2 通知書(3)の2について

当職らの3月29日付け「回答書(2)」において、「いたずらに集団交渉に固執するのではなく、速やかに各通知人を担当する弁護士を立てて(各地の信徒会関係者との間で)個別の交渉をスタートさせることこそ、本件紛争の早期解決に資すると考えます」と提案したところ、貴職らは「当弁護団の使命に沿うものではありません」などと一蹴しました。

依頼者である通知人らの利益よりも、「弁護団の使命」なるものを掲げて自分 たちの思想や論理を優先させる貴弁護団の姿勢は、いかがなものでしょうか。貴 弁護団の真の目的は、本件通知人らを利用して、自らの政治的・思想的目的を達 成するところにあるのではないかと推察します。少なくとも、貴弁護団の姿勢は、 本件紛争の解決を最優先に考えているようには見えません。

当法人は、全国津々浦々に散らばる貴弁護団所属の300名を超える弁護士の中から、速やかに各通知人の担当弁護士を指定するよう要請しているのであり、それはすなわち、貴弁護団との交渉に他なりません。貴職らは「同種の被害については平等救済・解決が図られるべきですから、その観点からも弁護団窓口を通知人毎にバラバラにすることはできません」と述べていますが、事案は個々に異なる以上(酷いものでは除斥期間を過ぎたものもあるのはご案内のとおり)、それを無視して、通知人全員を一律に同じように解決できるはずがありません。

3 通知書(3)の3について

2023/04/20/木 13:22

貴弁護団は「被通知人と当弁護団が速やかに直接面談することが極めて有益 です」などと繰り返し述べていますが、上記指摘したとおり、貴弁護団と当法人 が面談したところで、議論が平行線を辿ることは自明であり、本件紛争の早期解 決に向けた実質的な進展があるとは到底考えられません。

貴職らも承知のとおり、本件の48名の通知人が主張している献金や物品購 入などの「損害」の項目は、通知人一人当たり数十件から数百件に上っています。 今後の交渉では、具体的な証拠に基づいて、各通知人の請求内容の真偽や当否を 一つずつ検証しながら、紛争解決の糸口を見出していくことになります。したが って、具体的に交渉を進めていくためには、貴職らが求める「直接面談」ではな く、これまで各地の信徒会関係者らと貴弁護団所属の弁護士との間で行ってき たとおり、文書によるやり取りで交渉を進めるのが妥当であるのは明らかです。

4 通知書(3)の4について

上記のとおり、貴弁護団と当法人との「直接面談」は、本件紛争の早期解決に 向けた実質的な進展にはつながりません。せいぜいマスコミ・世間向けのパフォ ーマンスにしかならず、それに当法人が付き合う理由はないと考えます。

なお、今後の進め方について、以下のとおり行うことを提案いたします。

これまでの回答書で述べたとおり,現在,貴職らが主張する本件通知人らの 「被害」の実態を正確に把握するため、各地の信徒会において詳細な事実関係を 調査中ですが、今後、調査が完了した案件から順次、各地の信徒会が報告書を作 成し、それを踏まえ、当法人から貴弁護団に調査結果を開示する予定です。

具体的には、既に調査の完了した案件については、当職らが調査結果を取りま とめて貴弁護団の事務局宛に連絡しますので、それに基づき、貴弁護団において 担当弁護士を立て,通知人に再び事実関係を確認するなどの再調査をしていた だき, その結果をご回答ください。そのようにして, 個々の通知人ごとの具体的 な事実に基づく交渉を行っていくのが最も望ましい解決方法と考えます。

一方.貴職らは「被通知人による被客については消滅時効も除斥期間も認めら れるべきではありません」と主張していますが、当法人は、かかる不当な請求に 応じる意思はありません。あくまで法律に則って適切に解決されるべきです。

貴職らが、紛争の早期解決を行う上で最も合理的かつ現実的方法である「個別 交渉」を頑なに拒み、非現実的な「集団交渉」にこだわり続けるのは、法的請求 権のない「損害」までも当法人に呑ませるための"戦略"ではないでしょうか。

貴職らが、「集団交渉」に固執することは、本件の早期解決を妨げる行為に他 なりません。改めて、当職らは貴職らに対し、貴職らの依頼者である通知人らの 利益を最優先に考え、個別の対応をすることを強く希望します。

以上